

農村集落景観の特性

——鉾田町徳宿本郷の事例——

森 勝彦・井上 孝

I はじめに

集落景観とは、過去から現在に至るまで、住民が自然環境に適応し居住のために改変してきた歴史の結果が蓄積されたものである。特に農村集落は、農業を基本的生業とする住民の生活様式がその景観に反映されている。

茨城県の農村集落の景観については、山下清海・黎経富が東村佐原新田の集落景観の変容を、土地改良事業と関連づけて論じ¹⁾、齋木崇人は筑波町の7集落の形態の特性を道路・主屋・緑・水施設を指標として相互に比較し分析している²⁾。

本報告では、以上の事例研究を比較参照のため念頭に置きつつ、特に全集落レベルで農村集落景観の特性について明らかにすることを目的とした。調査対象としては、農村集落景観の基本的構成要素である宅地、主屋、付属舎、屋敷神、井戸、宅地境界を取り上げ、これらの位置関係、機能の点から、集落全体の特性及び集落内部の差異を把握してみたい。なお、主屋の間取りに関しては屋敷取りとともに個別的事例で検討する。

調査対象地区である鉾田町徳宿本郷は、鉾田町中心街の北方約4.5kmの地点にある戸数80戸程度の集落である。ただし、本報告ではいわゆる塊状集落となっている57戸に限定した。集落は標高25～30mの半島状の台地上にあり、東西は谷津田が深く切り込み、両者の標高差は約15m程度である。台地上の地下水面は深い、縁辺部には至るところに湧泉が見受けられる。

集落の起源は古く、台地南端には中世の豪族徳宿氏の城館跡が残されている。徳宿氏は桓武平氏の流れを汲む鹿島氏の一族で、12世紀中頃から15世紀にかけて徳宿城を本拠地として附近を支配していた。

近世は、江戸、里見、土井氏の大名領を経て旗本領となり、明治22年以降、昭和30年町村合併で鉾田町の一部となるまでは、旧徳宿村を構成する大字の一つであった³⁾。

当時、村役場は七瀬川沿いの駒木根にあったが、徳宿本郷には村社としての沼尾神社があり、旧徳宿村の文化、歴史上の中心地であった。

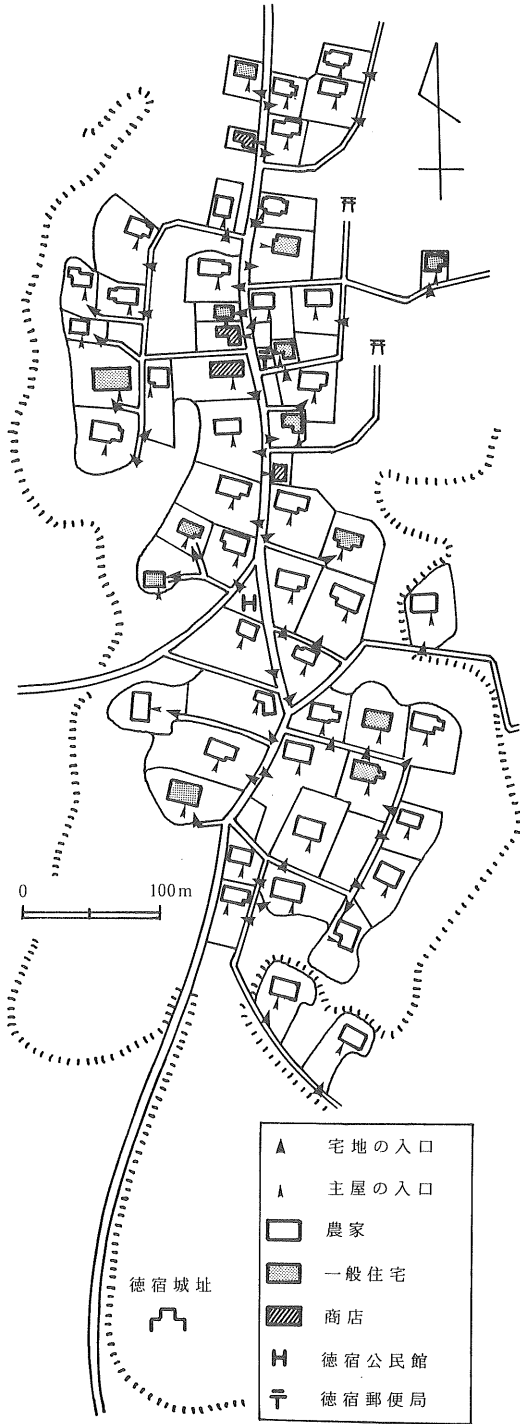
II 全集落的特性

II-1 宅地・主屋

調査対象集落は、地形的制約から、第1図のように細長い集村形態をなしており、集落を南北に貫通する県道の両側に家屋が展開している。宅地割をみると、徳宿公民館より南側に約600坪程の広い宅地が多い。主屋の大きさにも同様の傾向がみられる。

これは徳宿本郷の集落形成史に関連すると考えられる。徳宿本郷には、中世・近世文書はほとんど残されてない上、明治中期修正の地籍図⁴⁾には宅地、田畑等の土地利用が記載されていず、集落の展開過程を追うことは困難である。しかし、徳宿城跡が集落南端の台地上にあることや、地籍図には南側に、館、外城等、中世城館時代に由来するとみられる小字が残され、土地割も広いことから、南側が集落形成史上古く、そのため宅地面積の広い旧家が多いと思われる。

宅地への人口は、道路との位置関係によって決まるが、道路に2面以上囲まれた宅地では道路の幅員が細くても、北、西方向より南、東方向に優先的に入口が設けられている。この結果、宅地の入口が北側となっているのはわずか1軒のみであった。また、主屋から道路への最短距離に入口が設けられている例は、商店を除きほとんどない。全体として、門を



第1図 宅地および主屋の入口の位置
(1984年10月現地調査により作成)

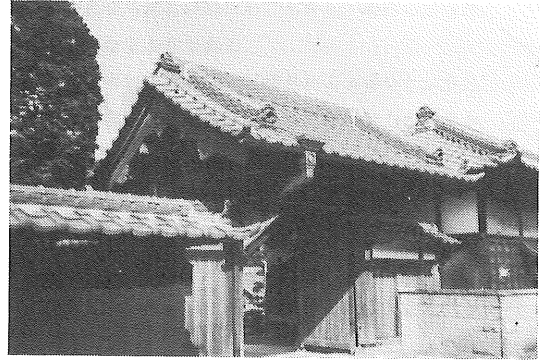


写真1 徳宿本郷集落内の四足門
(写真2以下すべて同地区にて撮影、1984年10月)
従来の四足門が老朽化したため建て替えたものであるが、その際、自動車の通過を考慮して間口を上げたという。手前の黑板塀と対照的である。

持つ家は少なく、四足門(写真1)がある家が2、長屋門がある家が1あるだけである。

主屋は宅地の北側に南向きに立地し、集落全体では層状に分布している。主屋の前が庭となっており、採光の工夫がなされている。主屋への入口は南からの平入りが多い。

主屋の屋根の形態としては、表1のように瓦屋根の寄棟平屋が約半数に達している。カヤ葺き屋根は現在は全くみられず、改築が進んだことを示しているが、全面的に瓦屋根に改築したものとカヤ葺き屋根をトタンで蓋った長尺屋根にしたものに大別できる。また、一時的には杉皮で葺いていた例もあった。

改築の原因については、カヤ葺き職人がいなくなったこと、カヤの取得が困難になったこと、カヤ葺きの葺き換えは費用・労力がかさむこと等が原因で改築が行われているが、改築時期は30年～数年前まで、個々の家で差がある。長尺屋根は、主屋、宅地とも規模の大きい家に多く、屋根の勾配は急である。

屋根型は寄棟が約7割を占め、玉造町⁵⁾、出島村⁶⁾と同様に、屋根型には伝統的要素が継承されている。

第1表 主屋の屋根の形態

	寄棟	切妻	入母屋	計
瓦	31軒	11軒	1軒	43軒
トタン	11	3	0	14
計	42軒	14軒	1軒	57軒

(1984年10月現地調査により作成)

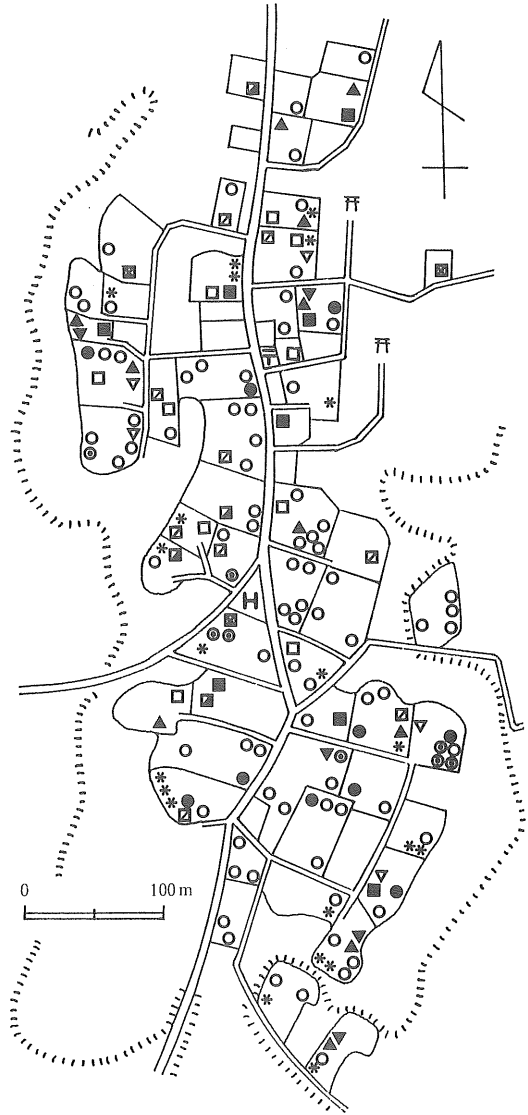
II-2 付属舎

ここでは主屋以外の建物を全て付属舎として扱い、その種類・用途を述べてみたい。付属舎の数は、第2図のように宅地面積とほぼ比例関係にある。主屋との位置関係からいえば、コの字型に配置された干場中核方式⁷⁾となっている。付属舎として最も多いのが倉庫(物置・納屋も含める)である。倉庫には農産物や化学肥料の貯蔵の他に、せんばこぎ等の古い農具や解体された旧家屋の木材が収納されている。農村の生活様式の質的变化に伴ない、堆肥小屋、馬小屋、マキ小屋、蚕室などが倉庫に改造された例も多い。農産物関係ではサツマイモ乾燥用のキュアリング倉庫が数軒の家にみられた。

土蔵は南側の宅地の広い旧家に多く、物置となっている例がほとんどである。作業場は農産物を加工・包装するために使用されるが、その他に農器具置場やトラクター・トラックのガレージと兼用である場合がよくみられる。作業場はかつては煙草の乾燥場であった例があった。

離れは、隠居と新住宅である。隠居は1例のみカヤ葺き屋根がみられる他は瓦屋根であるが、古い木造である。必ずしも老夫婦が居住しているとは限らず、息子夫婦が住んでいる例もある。新住宅は、後継者の息子夫婦のための新居である。農家への嫁入りの条件として夫婦のための新居があることが必要とされている例が多く、多少の無理をしても新居を建てる傾向にある。新住宅のうちには2階建で鉄筋コンクリートや鉄骨スレート造りの都市型の住宅もある。非農家では、納屋の一部を住居用に改造した例もみられる。

モータリゼーションや、農作業の機械化の進展により、これら付属舎の多くが、ガレージや農作業機械置場としても兼用されるようになってきている。商店や理髪店を除き、公務員や会社員である非農家が12軒存在するが、それらの家ではかつては農業用に使



- 納屋・作業舎・肥料舎およびそれらの兼用
- 土蔵
- ◎ キュアリング倉庫
- 隠居・離れ
- ガレージ (乗用車用)
- ▣ 離れ兼ガレージ
- 離れと納屋等の兼用
- ▣ ガレージと納屋等の兼用
- ▲ 外便所
- ▼ 外風呂
- ▽ 外風呂 (現在未使用)
- * 未使用・その他
- H 徳宿公民館

第2図 付属舎の用途別分布

(1984年10月現地調査により作成)

用された付属舎も、現在は単なる物置やガレージとしてのみ使われている例が多い。

外便所・外風呂は、主屋がカヤ葺きから瓦屋根やトタン屋根に改築されるとともに、土間が改造され、そこに納められており、両者とも現存する例は少ない。外便所・外風呂ともかつては肥料源として使用されていたため、主屋の背後よりも運搬に都合のいい宅地の入口に近い所にあった。農家では外便所は現在でも使用されている例が多い。

この他、かつてイロリ、カマド、外風呂に燃料として木を使用した頃の薪小屋やニワトリや豚などの家畜を飼っていた小屋が、主屋の背後や、土間に近い所にある。徳宿本郷では、犬猫を除き家畜は殆んど飼われていない。

II-3 屋敷神と井戸

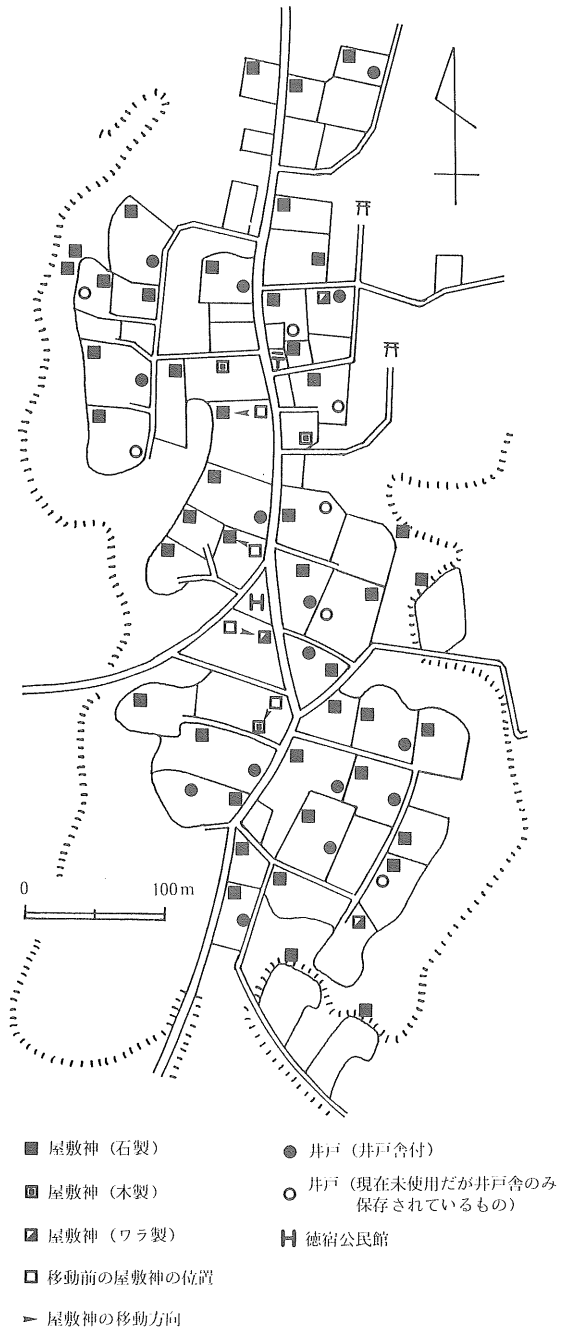
屋敷神と井戸は第3図のように、宅地内において相対する例が多い。これは、屋敷神が主屋の裏の北側(艮)や北西(乾)の、一般に鬼門とされている方向に厄除けに置かれるのに対し、井戸は南東(巽)が「巽井戸」として縁起がいいとされることにある。

屋敷神はウジガミサン・ウチガミサンと称され、一族一門の守り神として信仰される氏神と混合される傾向にある。直江広治によると、(1)部落内の各戸に祀られる(各戸屋敷神)、(2)特定の旧家に限って祀られる(本家屋敷神)、(3)本家の屋敷神を同族が一体となって祀る(一門屋敷神)という三つの類型があり、時代の変遷とともに(3)→(2)→(1)の方向に分化したという⁸⁾。

茨城県の屋敷神に関する調査によれば、屋敷神を祀る家は、県北、県央では3割から4割未満であるのに対し、県西では6割、県南では7割強で、郡市別では、稲敷郡、鹿島郡、行方郡、真壁郡などが多いという。県北、県央では本家筋に存在する傾向がみられ、これは東北地方の山間部と共通している⁹⁾。

徳宿本郷では、北側に8軒、屋敷神が存在しない家がみられる他は、各戸とも存在している。存在しない家は、宅地が借地であったり、戦後の定着であったり、分家である例である。

屋敷神の位置は前述のように北東もしくは北西にあるが、家庭内の災害の厄払いのため方位師に相談し移設した例が3、新居への入口を設けたため南へ移設した例が1みられた。



第3図 屋敷神および井戸(井戸舎付)の分布
(1984年10月現地調査により作成)

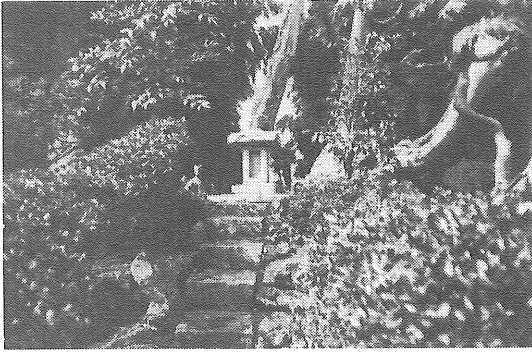


写真2 石製の屋敷神
(1984年10月)

「ツゲ」で覆われた小高い塚の上に造られた屋敷神である。左右に小さな狐の石像が置かれていることから祭神は稲荷であることがわかる。

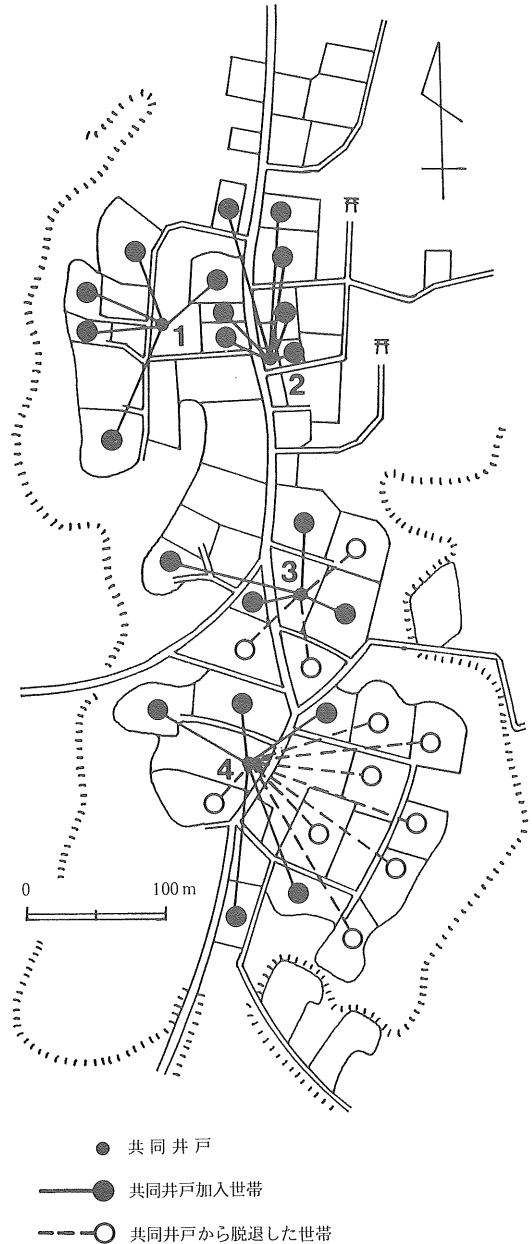
祭神は不明な場合が多い。祀り方としては、正月や、七・五・三の日に赤飯や米粉、厄除けのイワシの頭を供える例がある。

屋敷神は、かつてはワラや木で造られ、ワラ製の場合、1年に1回造りかえられた。最近写真2のように石造りが増えている。

集落立地にとって、水の確保はまず第一に必要な課題である。徳宿本郷は谷津田より約15m 高い台地にあるため、井戸の平均深度は約15m は必要であり、掘削には多大の資金がかさんだ。そのため、戦前は井戸を有していた家は地主・富農層に限られ、他の家は台地麓の湧水地から水を汲み上げたり、井戸のある家からもらい水を受けていた。湧水地からの水の運搬は主婦の仕事とされていたが、重労働であるため、宅地内に井戸があることが嫁入りの条件とされることもあった。

聞き取りによれば、昭和30年代までには、個人所有の井戸は全集落の半数を超えていたと思われる。これらの井戸の中には近隣の5、6戸に井戸を開放し、事実上共同井戸として機能しているものもあった。しかし以下に述べるのは、現在機能している共同井戸で、供給元となる井戸から各戸へ配管しており、電動ポンプによって供給するシステムのものである¹⁰⁾。

これらのシステムは、個人の井戸を掘るより少額



第4図 共同井戸の分布
(1984年10月現地調査により作成)

の資金で汲水できるという理由から、昭和30年代後半に相次いで設置されたもので¹¹⁾、井戸の需給関係は明確な結節構造を示している(第4図)。徳宿本郷地区は、冠婚葬祭などを協力して行なう組織として、大きく分けて南組、北組、そしてそれぞれが3班ずつに分かれるが、上記の結節構造はその組織にほぼ一致している。これは共同井戸の整備、補修などの共同作業や、電気料金の集金などを、組や班活動の一つとして行った方が都合がよかったからだと思われる。

4つの共同井戸はその成因が多少異なるので列記してみることにする。1は共同井戸設置のため新たに掘削された井戸で、当初から電動ポンプにより各戸に供給するシステムであった。場所は道路わきの小屋に設けられている(写真3)。2も共同井戸として郵便局わきに掘削されたものであるが、当初は手押しポンプで、配管もなされていなかったものを改造したものである。郵便局自身にも供給されている。3、4は既存の個人所有の井戸を改造したものであるが、この場合、比較的水の出のよい井戸が供給元として選ばれたという。

共同井戸設置時点では、その便利さから個人の井戸を持つ家でさえシステムに参加したが、水消費の多い時期にしばしば汲水したこと、前述の共同作業が農繁期などにかかなりの負担になることなどから、

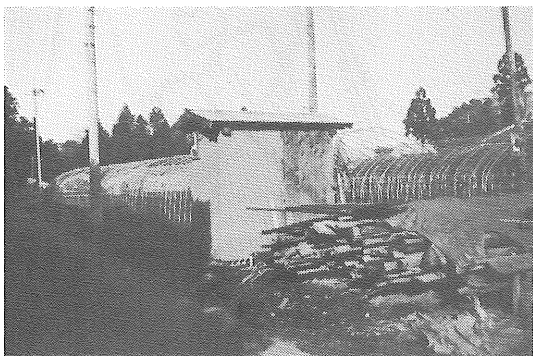


写真3 共同井戸用のポンプ小屋

(1984年11月)

戸の部分を除き、全体をトタンで囲っただけの簡素な造りである。

脱退する家も次第に増えていった。この場合、既に井戸を持つ家はその井戸を利用し、持たない家は新たに掘削することになるが、双方とも電動ポンプによる汲水方式である。

II-4 宅地の境界

以上、宅地内の主な景観について述べてきたが、ここでは宅地の境界についてふれてみたい。第5図の通り、宅地は垣根によって仕切られている例が多い。カシが一番多く、これにツゲ、モチがつづき、他に一部、マキ、ヒイラギ、サカキなどがみられ、剪定がなされ、防風垣としても機能している。生垣には、写真4のようにエンジュ、ツゲ、カシが三重に植えられている例もある。カシは軒の高さまでである場合が多く、防風としての機能だけでなく、常緑の生木を屋敷の周囲に植えることによって、火除けになるという役割がある。

塀はブロック塀が多く、隣家との境のブロック塀は共同で建てられている。生垣がある場合は、その外側にブロック塀が建造されている。他に境界の一部に大谷石、御影石で石塀を建てている例がある。また、上部に瓦屋根を載せた土塀もある。ブロック塀は10年程前から、石塀や土塀は2、3年前から一種の流行として建造が始まったようであるが、費用がかさむ上に、隣家と共同で建てる以外に個人的に建てられる家は限られているため、全体として普遍的にみられる状態ではなく、その結果、集落全体では生垣が主流となっている。

集落の周囲は、杉、檜、竹、雑木から成る林となっており、この林を自然の防風林として利用する形となっている。

III 個別的事例の検討

上記の全集落レベルでの景観の検討に対して、ここでは主屋の間取り・屋敷取りの実態を農家と非農家を例にあげ、個別的に明らかにしてみたい。

III-1 農家の事例

A 農家の1984年10月における家族構成は、世帯主(57歳)とその妻(60歳)、長男(33歳)とその妻(30歳)、次男(30歳)、世帯主の母(79歳)、および長男の子供が3人であり、計9人家族である。このうち次男が

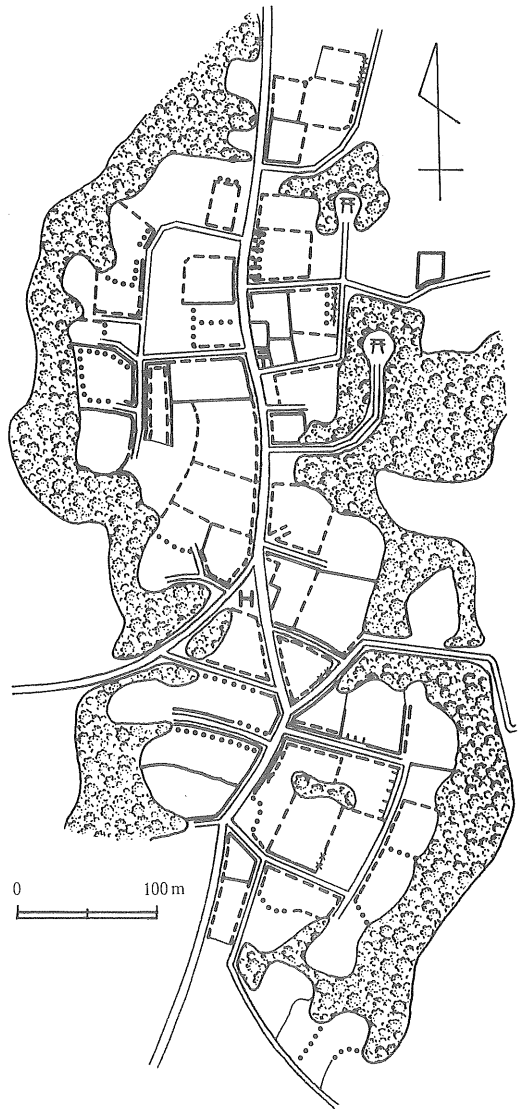
勤めにでている他は、世帯主と長男が農業専従者であり、また世帯主と長男の妻も、主婦業の傍ら農業に従事している。このように農業労働力が多いことや、耕地面積が約2haであることからいって、同地区内では比較的経営規模の大きな農家といえよう。


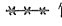
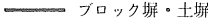
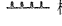

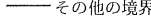


A 農家は530坪程の宅地内に、主屋(写真5)、隠居および数棟の付属舎を配しているが、建物の建築年代は、主屋(1965年)、作業舎(1979年)、(写真6)を除いてすべて戦前の建物である(第6図a)。いくつかの付属舎のうち実質的に機能しているのは、その大型の作業舎のみであり、そこでは作物の洗浄、梱包といった作業の他に、作物の貯蔵や、農器具置



写真4 3種類の高さの異なる樹木による境界
(1984年10月)

一番高木である「エンジュ」は、街路樹として用いられることが多いが、この場合も宅地側でなく道路に面して配されているので、街路樹的印象を受ける。



- | | | | |
|---|----------|---|--------|
|  | 部落林・屋敷林 |  | 竹 塀 |
|  | ブロック塀・土塀 |  | 板 塀 |
|  | 生 垣 |  | その他の境界 |
|  | 樹 木 |  | 徳宿公民館 |

第5図 宅地の境界の形態
(1984年10月現地調査により作成)



写真5 寄せ棟造りの主屋
(1984年11月)

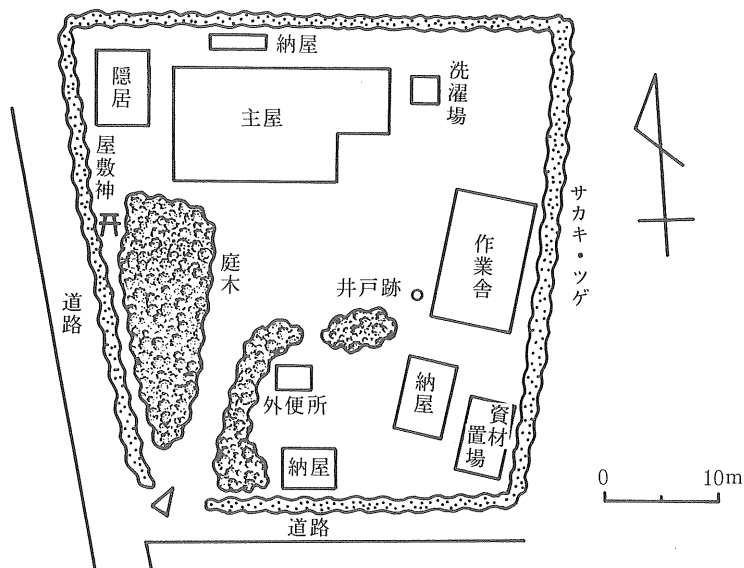
右側の一段奥まった土間部分は、屋根に入母屋が採用されている。



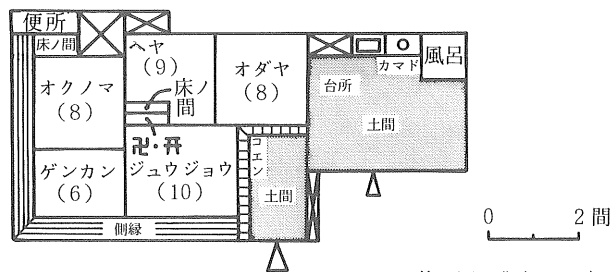
写真6 2階建ての作業舎
(1984年11月)

農耕用トラックなどの車庫も兼ねている大型のものである。なお2階部分は資材置場に利用されている。

a) 宅地見取り図



b) 主屋の間取り



第6図 農家Aの事例
(1984年10月現地調査により作成)

場の役目も果たしており総合的に機能している¹²⁾。これらを取り囲む庭木の中で、柿や茶などがあつたが、これらはある程度家庭で利用するために植えられているものである。

井戸は現在使われておらず、水利用は共同井戸によっているが、井戸跡は宅地内と台地を下りた所に一ヶ所ずつみられた。このうち宅地内のもは完全に埋められており、かつての井戸舎は主屋の脇に移動させて洗濯場として用いている。

主屋の間取りは基本的には喰い違いの五間取りであり、南西方向に側縁が通じ、また東側の台所の部分は正面より一段下がっている(第6図b)。同地区ではこのような間取りが多く見られ、中には側縁が北側まで通じている家や、一周して玄関にまで通じている家もあった。これは霞ヶ浦周辺の他地区の間取りが、基本的には整型四間取りの直屋であることと対照的である¹³⁾。

入り口後方の土間には、訪問者が腰をかけられるように、「コエン」と呼ばれる板張りがつくられている。農業をやめた家では、この部分を高床化して応接間などに改造している例がみられた。これは、農作業を終えたあと直接主屋に入ることがなくなり、土間にしておく必要性が薄れたためである。

台所にはカマドが設けられているが、現在はガスレンジの普及により、使用されるのは年に2、3回程度に限られるという。台所のさらに右側に、つけものや味噌などを貯蔵しておく「ミソベヤ」という小部屋がつけられている場合もある。

「オダヤ」は普通イロリを切った板の間であるが¹⁴⁾、この事例では建築当初から畳敷きとなっている。これは、かつての板の間が一部屋として昇格することによって、四間取り型から五間取り型へと発展していく際に、呼称だけが継承されたものと解釈できよう。

なお、「オクノマ」に設けられている押入れは、奥行きが一間であり、上下の仕切りが奥の半間の部分にのみ取り付けられている特殊な構造である。

間取り、屋敷取りとも、徳宿本郷における農家の代表的な事例といえることができる。

Ⅲ-2 非農家の事例

事例としてあげたB家の家族構成は、世帯主(60歳)とその妻(55歳)、息子(28歳)とその妻(27歳)とその子供2人からなり、世帯主の先代まで農業に従

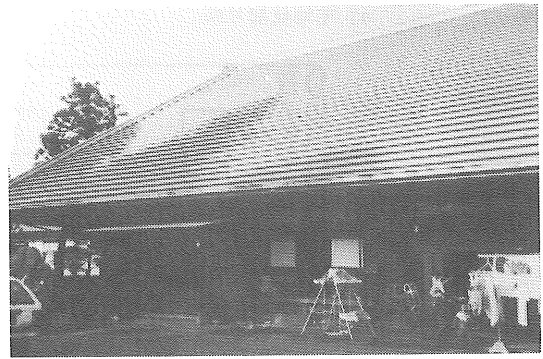


写真7 長尺屋根を冠した主屋

(1984年11月)

左側の「ゲンカン」の間に通じる入口には、式台が設けられ、階段状になっている。

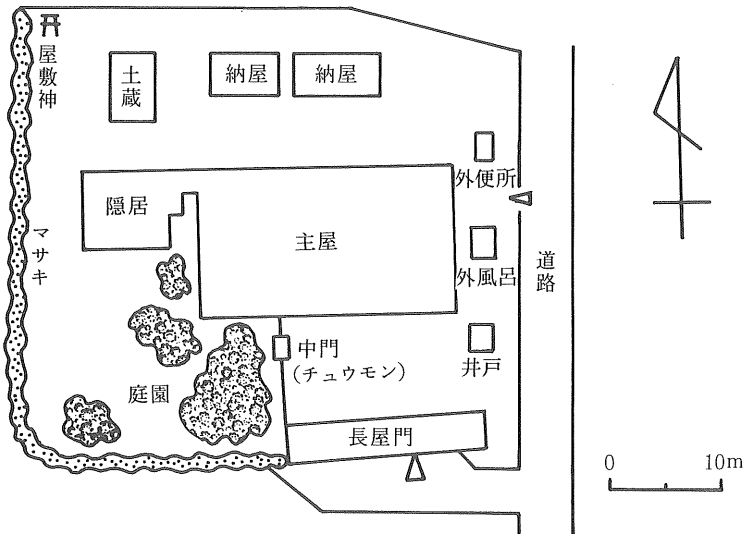
事していたが、現在、世帯主と息子は公務員である。また、約3haの耕地のほとんどは他人に貸してあり、世帯主の妻が家庭菜園を営む程度である。

宅地は780坪、主家は50坪程であり、徳宿本郷では唯一長屋門を有する旧地主の家である。主屋の屋根は、昭和40年にカヤ葺屋根をトタンでおおい、長尺屋根に改築されている(写真7)。主屋の西に隣接している隠居は息子夫婦の新居用に昭和58年、カヤ葺きから瓦屋根に改築されている。付属舎としては外風呂、外便所、土蔵、納屋がある。農業をやめた現在では、外風呂や外便所はほとんど使用されず、納屋もかつての農機具置場や物置となっている(第7図a)。

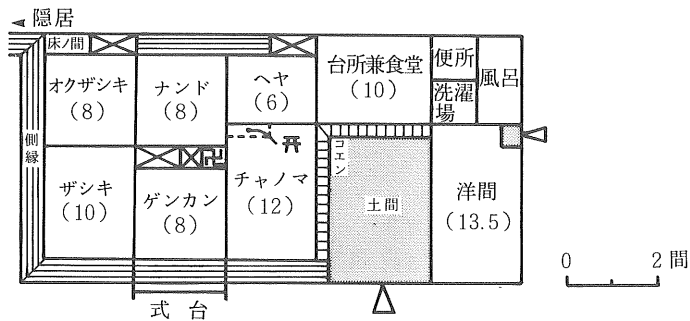
第7図bのように、部屋数は8で、徳宿本郷での主屋の部屋数としては最も多い。このうち、洋間は、風呂、便所とともに、屋根の改築時、土間を改造してつくられた。したがって、主屋の間取りは古くは七間取りであった。土間にはカマドの他、戦前には使用人の部屋が北隅にあった。土間は農作業場、集会場でもあり、昭和32年頃には蚕室として使用されていた。

接客には庭園がみえる「ザシキ」が使われるが、「オクザシキ」は冠婚葬祭等の大人数が集まる時以外は使われない。「ゲンカン」は冠婚葬祭時の客の出入りや出棺に使われる。その際、出入口として側縁より一段低い板の階段がある「式台」が使われるが、普段は戸が閉められている。近隣の人々との接

a) 宅地見取り図



b) 主屋の間取り



第7図 非農家Bの事例
(1984年10月現地調査により作成)

客には土間の「コエン」が使用されることが多い。「ナンド」は家具置場や物置となっているが、日当たりが悪く湿気が多いため、屋根の改築時、畳敷から板の間に変わっている。同時期、イロリがあった部屋は、タイル敷きの台所・食堂となっている。このように、非農家となった現在、土間を中心とした改造に生活様式の変化があらわれているが、主屋の基本的間取りには伝統的要素がよく残されており、旧地主・豪農の生活が窮われる。農業に従事しなくなった影響は、付属舎の機能の低下・喪失にあらわれている。

IV むすび

徳宿本郷は、中世に起源を有する古い集落で、城館跡に近い南側に宅地が広く主屋の規模の大きい旧家が多い。台地上の立地は、組・班を単位とする共同井戸のシステムを生み、防風のために軒の高さまでであるカシ等の生垣が卓越する景観がみられる。県南農村と同様、ほとんどの屋敷に屋敷神が存在し、主屋は庭を前に南向きに立地し、集落全体では層状に分布している。主屋の間取りで特に注目すべき点は、霞ヶ浦周辺の他地域が四間取りを基本にしているのに対し、徳宿本郷は五間取りになっている

ことであり、この原因については今後の課題として残されている。主屋の屋根の形態は寄棟瓦屋根と寄棟長尺屋根が多く、土間に改造がみられるが、全面的な改築は少なく、伝統的要素がよく残されている。これに対して、近年の変化が最もみられるのは付属

舎であり、モータリゼーション、生活様式の変化、農作業の機械化の影響が顕著であるため、その機能は統廃合が進んでいる。これは、主屋と比較して付属舎は投資が少ないため、それだけ外的条件の変化に対して敏感であるからと考えられよう。

本稿作成にあたり、銚田町役場および徳宿本郷の方々、とくに根崎馨氏、山口鏝氏、田口由雄氏には長時間にわたるインタビューに応じて頂きました。又、筑波大学地球科学系石井英也先生にも御指導頂きました。記して感謝の意を表します。

【注および参考文献】

- 1) 山下清海・黎経富(1983)：水郷地域における農村景観の変容—東村佐原組新田の事例—。霞ヶ浦地域研究報告, 5, 63~73.
- 2) 齋木崇人(1979)：居住環境とその集落形態に関する研究(集落研究18・19),筑波町の集落について(その4・その5)。建築学会大会学術講演梗概集, 1241~1244.
- 3) 徳宿本郷の歴史については、田口由雄氏所蔵、『徳宿村村政要覧』(1954)による。
- 4) 銚田町役場所蔵の徳宿本郷の地籍図の正確な修正年代は不明であるが、周辺地域の地籍図は明治20年前後に修正が加えられていることから、同時期であるとみられる。
- 5) 佐々木史郎(1979)：霞ヶ浦東岸における家屋景観。霞ヶ浦地域研究報告, 1, 15~24.
- 6) 山下清海・黎経富・工藤泰子(1982)：出島村における伝統的家屋景観の変容。霞ヶ浦地域研究報告, 4, 29~37.
- 7) 佐藤基次郎(1962)：日本農家の建物構成と配置方式。人文地理, 14, 1~20.
- 8) 直江広治(1966)：『屋敷神の研究』吉川弘文館, 215~230.
- 9) 藤田稔(1973)：茨城の屋敷神。茨城の民俗, 12, 71~79.
- 10) これらのシステムを現地では「水道」と呼んでいるが法律的には「水道事業」には含まれない。寺尾晃洋(1981)：『日本の水道事業』東洋経済新報社, 6~8.
- 11) これらのうち1カ所だけ「飲料水供給施設」(現在給水人口50以上100以下の給水施設)として報告されている。茨城県衛生部水道計画課(1982)：『茨城県の水道』, 105.
- 12) 床面積は約30m²である。
- 13) たとえば、山本正三・石井英也(1981)：出島村・下大津の土地利用と景観。霞ヶ浦地域研究報告, 3, 1~15.
- 14) 前掲, 5)